

第 5 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会議事概要

開催日時 場所	平成 20 年 12 月 10 日（水）13：30～17：15 農林水産省総合食料局入札室
出席委員	塩田委員長（団体職員）、尾崎委員（公認会計士）、山口委員（公認会計士）
出席者	総合食料局総務課経理室長、課長補佐（会計指導班）、監査官 契約担当課（消費流通課、食糧貿易課、経理室）
会議概要	<p>1 会議は、非公開で実施</p> <p>2 平成 20 年度食料安定供給特別会計に係る物品・役務の第 2・四半期契約状況及び抽出結果を山口委員より報告</p> <p>3 抽出案件 9 件（うち前回委員会未審議事案 3 件を含む） 一般競争：輸入米買入委託契約、政府所有食糧運送契約、政府所有食糧寄託契約、 役務契約 指名競争：輸入麦買入委託契約（2） 随意契約：政府所有食糧寄託契約（2）、役務契約</p>
審議対象期間	平成 20 年 7 月 1 日～9 月 30 日
抽出契約件数	9 件
一般競争	4 件
指名競争	2 件
随意契約	3 件（うち公募 1）
委員との間の 質疑応答	別紙のとおり
委員会の意見具 申又は勧告内容 これらに対して 局長等が講じた 措置内容	なし

意見・質問	回答等
<p>1【政府所有食糧寄託契約】3件(前回未審議事案) 「政府所有米穀の保管(アメリカ産うるち精米)」 (一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が5者となっているが、参加可能者は最大で何業者か。 複数落札制により落札者を選定しているが、結果として、入札申込み数量が一番多く、又保管単価が一番高い業者が多くの数量を落札しているが、どのような要因で業者は入札申込み数量等を決めていると考えられか。 <p>「政府所有米穀の保管(年間包括契約)」(随契(公募))</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募により業者を選定している理由。 <p>「政府所有米穀の保管(アメリカ産うるち精米)」 (随契)</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約を行った理由。 本契約では更新前と同一価格により契約しているが、前審議案件(公募)で同業者は、本契約より高い単価を選定し契約しているが、実害はないのか。 <p>2【輸入米買入委託契約】1件 「アメリカ加州産うるち精米中粒種11,960トン」 (指名競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本契約と関係はないが、以前、輸入米の入札についての新聞記事で、指名競争入札において応札者が2者以上でない場合は、当該入札は成立しない旨が報道されていたが、法的根拠はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本契約は輸入米穀の保管に係る契約であり、本船が接岸可能な岸壁から10km以内の低温倉庫に入庫させるものであるが、今回の5者は把握している業者全てが参加した。 米穀輸入時の倉庫の空きスペース、倉庫への搬入能力が考えられる。 従来から、販売場所、運送の状況等を踏まえ、最適と思われる倉庫に随時寄託できるように、予め年間まとめて契約条件を定めて随意契約を行ってきたが、今年度については契約の透明性を高めるため、応募資格を示し、その資格を有する者と契約を行った。 なお、一般競争契約の拡大が求められている中で、公募の契約をどうしていくのか、常に見直しをすることが必要と考えている。 平成20年1月に入札を実施したが、不落札となり、予決令第99条の2の規定に基づき随意契約を行ったものであるが、契約期間が満了したことから、同一価格により随意契約により更新した。 周辺倉庫と比較し、当方にとって不利と判断されれば、その倉庫には寄託しないこととなり、又既に保管中のものは、優先して出庫することとなる。 (財)大蔵財務協会発行の「会計法精解」において、入札に参加出来る者が指名通知を受けた者に限られる指名競争入札においては、応札者が1者のみの場合、応札者以外の者が競争に参加するこ

- ・米麦の輸入については、入札により落札した商社と買入委託契約を締結し輸入を行っており、この買入委託代金は、当該契約に係る落札価格を買入単価として、買入数量を乗じて支払が行われている。

これを実際に輸入業者が輸入した価格で精算するというような買入委託契約（いわゆる概算契約とし、契約履行後実績に基づき契約時に定めた価格をもとにで精算する方法）は出来ないのか。

3【政府所有主要食糧運送契約】1件

「神奈川県内 運送数量 1,853,220 kg」(一般競争)

- ・落札率が 93.7%と他の運送契約に比べ高い落札率となっている理由

4【役務契約】2件

「新たな官庁会計システム（ADAMS）移行に伴う外部システム改善業務」(一般競争)

- ・競争参加資格において、1年以上にわたって、中央省庁におけるシステム開発又は改造を行った実績を有することとしているが、該当する業者は何業者ぐらい存在するのか。

また、他省においても同様な参加資格が付されているのか。

- ・応札者が1者となっているが、仕様書を受け取りにきた業者は何者か。

「総合食料局情報管理システムのうち貿易管理システムに係る改修及び機能追加業務」(随契)

- ・随意契約を行った理由。

- ・当初一般競争入札の履行期限を3ヶ月延ばして随意契約を行っているが法令上問題はないのか。

とを放棄したとしても、他の入札の意思を有する者がいる可能性もあり、実質的な競争性が発揮されないことが通説である旨記されており、省内モルルールとして運用しているところ。

- ・穀物相場等は日々変動しており、また、米麦の輸入は数ヶ月先に船積みされるものを買付けている。このため、相場や為替の変動リスクをどこかで負うことになるが、現在の仕組みは、これらの価格リスクを国が負うことなく、商社に負わせている。また、入札によって決定した価格により契約しておきながら、買付た価格が安ければその費用しか支払わない等、契約（落札）価格を変動させるということは「入札」を行う意味がなくなる（業者を決めるためだけに入札をして、業者は落札価格とは異なる価格で清算することになると、落札するために根拠のない低価格で入札する業者も現れかねず、正当な競争が担保できなくなる）。

- ・運送経費については、長距離の場合節減できる傾向があり、本契約は神奈川県内の運送であるため、40km～50kmの運送となることから、人件費分を節約できなかったのではないかと思われる。

- ・何業者該当するかは把握はしていないが、1年以上の実績というのは、1年間の国の会計手続き等の流れに関する知見が必要であると考えられるため参加条件に加えている。

また、他省の状況は把握していないので、調査して次回委員会で報告する。

- ・9業者が仕様書を受け取りにきた。

- ・当初一般競争入札を行ったが、価格的に折り合いが付かなかったため、予決令99条の2に基づき随意契約を行った。

- ・予決令99条の2による随意契約については、契約保証金及び履行期限は変更が認められている。

5【輸入麦買入委託契約】2件

「食糧小麦アメリカ産DNS 2万1千トン」(指名競争)

「食糧小麦アメリカ産DNS 2万4千トン」(指名競争)

・ 応札者が2件の契約とも3者と少数である理由

6 その他

川商フーズが11月21日指名停止の処分を受けているが、どのような事態であったのか。

・ の契約については、アメリカでの船積期間が8月16日から9月15日で、DNSの新旧小麦の端境期にあたることから、応札者が少なかったと考えられる。

の契約については、複数の銘柄の積み合わせで、大型船を使用するため、日本で入港できる港が少ないことから、応札者が少なかったと考えられる。

・ 同社は、輸入麦の買入委託契約に係る指名競争において、落札したものの契約を辞退した。このことは、「総合食料局等指名停止等措置要領別表第2の15」に定める「不正または不誠実な行為」と認められるため、平成20年11月21日から3ヶ月間の指名停止措置を行った。

